

## 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の差入れ)</p> <p><b>第37条</b> 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。</p> <p>(1) 差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がない場合</p> <p style="margin-left: 2em;">a 当該信用取引に係る有価証券の約定価額に100分の30（当該信用取引に係る有価証券がレバレッジ指標等（<u>金融商品市場（法第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標であって、その一日の変動率が他の指標の一日の変動率に一定の数を乗じて得た率となるように算出されたものをいう。）に関する有価証券である場合にあっては、100分の30に当該一定の数（当該一定の数が零に満たないときは、当該一定の数を零から差し引いた数）を乗じて得た率（その率が100分の30に満たないときは、100分の30）。第42条において同じ。）を乗じて得た額（以下この条において「通常の最低限度額」という。）が30万円以上のときは、その額</u></p> <p style="margin-left: 2em;">b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和5年1月10日から施行する。</p> <p>2 改正後の第37条第1号aの規定は、この改正規定の施行の日以後に行う信用取引について適用し、同日前に行った信用取引については、なお従前の例による。</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の差入れ)</p> <p><b>第37条</b> 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。</p> <p>(1) 差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がない場合</p> <p style="margin-left: 2em;">a 当該信用取引に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（以下この条において「通常の最低限度額」という。）が30万円以上のときは、その額</p> <p style="margin-left: 2em;">b (略)</p> <p>(2) (略)</p>